

地水火風 52

牧野恒一

ロシアの学校占拠事件と国民保護法制

また悲惨なテロ事件が起きてしまった。ロシアの学校占拠事件で、児童など数百人が犠牲になったのだ。全世界を震撼させたアメリカの連続多発テロからちょうど3年。その間、イラク、アフガニスタン、イスラエル、ロシア、スペイン、インドネシアなど、世界中で大規模テロ事件が続発している。

米軍のイラク侵攻を「支持」した日本も、アルカイダによりテロの対象として名指しされている。折しも、9月11日には、外国による武力侵攻や大規模テロを念頭に置いた「国民保護法制」が施行された。

今回は、ロシアの学校占拠事件を契機に、一般国民には今一つ関心の薄い「国民保護法制」について考えてみたい。

[ロシアの学校占拠事件]

9月1日、ロシア南部の北オセチア共和国で、始業式中のロシア人学校がテロリストに占拠された。約1時間後にロシア特殊部隊との銃撃戦の末解放されたが、児童多数を含む330人以上が死亡、100人以上が行方不明になるという大惨事になった。

銃や爆弾で武装した数十人のテロリストが突然学校を襲い、1000人以上の児童・生徒、家族、教師らが人質にされた。解放後の人質達の話を見ると、テロリスト達の所業はまさに残虐非道そのもので、意図的に子供達をねらったことと言い、世界中のテロの歴史の中でも類を見ない悪質なものであった。これまでも、テロにより多数の子供達が犠牲になっているが、そのほとんどが「巻き添え」によるものだったからだ。

チェチェンからのロシア軍の撤退などを要求した占拠事件だが、強硬派で鳴らすプーチン大統領が要求を飲むはずもない。占拠直後から成人男性や騒ぐ子供など邪魔になる人達はどんどん殺害されたとも報道されている。破滅に突き進むテロリスト達に、罪のない多数の子供達がねらわれた感がある。こんなことをすれば、チェチェン人に同情的でプーチン大統領の強硬路線に批判的な人達まで敵にまわしかねない。何とも理解しかねる所業だと言うしかない。

[国民保護法制の施行]

日本でこんな事件が起こったら、どう対処するのだろうか？

これまでは、まず警察が対処することを前提に、状況に応じて自衛隊が出動する、というスキームになっていた。今後もその大きなスキームに変わりはないが、昨年6月に「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（いわゆる「事態対処法」）が定められ、これに伴い今年の6月に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（いわゆる「国民保護法制」）などの関連法律が定められた。これらの法律の守備範囲には、日本に外国の軍隊等が攻撃をしかける「武力攻撃事態」などに加え、「緊急対処事態」という大規模テロなどを念頭に置いた概念も含まれている。国民保護法制は9月11日に施行されたため、今回の学校占拠事件のような事態が起きれば、今後はこれらの法律に基づいて対処することになる。

[国民保護法制の仕組み]

国民保護法制では、政府は武力攻撃事態等に備え、あらかじめ「国民の保護に関する基本方針」を作成することになっている。この基本方針に基づき、行政機関や地方公共団体は「国民の保護に関する計画」を、国に指定された放送局や交通機関などの公共機関は「国民の保護に関する業務計画」を策定しておかなければならない。いざという時は、これらの計画に基づいて行動しようというわけだ。

お気づきのように、このようなスキームは「災害対策基本法」(災対法)とそっくりだ。ただ、災対法では、大規模な災害による被害を受けた市町村や都道府県がそれぞれ災害対策本部を作って対応するとともに、状況に応じて、近隣公共団体に応援を求めたり、知事から国や自衛隊に応援を要請する、というボトムアップ方式になっている。これに対し国民保護法制では、国(政府)が対処範囲や対処方法などを決めるトップダウン方式になっているのが大きく異なる点だ。生じている事態について最も情報を持っているのは、災害の場合は市町村だが、武力攻撃事態等の場合は国になるはずだからだ。

このため、生じている事態が「武力攻撃事態等」や「緊急対処事態」であることを認定するのは国だし、対策本部を設置する都道府県や市町村も国が決めることになっている。突然ロシアの学校占拠事件のような事態が起こっても、地方公共団体が勝手に対策本部を設置するわけにはいかず、内閣総理大臣に指定を要請することになっている。

いざという時の住民の避難誘導等についても、これを行うのは市町村長だが、国から都道府県を通じて指示がいくような仕組みになっている。ただし、危急の場合には、地方公共団体が、本部の設置等の如何にかかわらず避難や安否情報の収集、整理など国民の保護のための措置を実施できることになっているのは、当然といえば当然だ。

避難住民や被災者の救援(収容施設、食品、生活必需品等の供与、医療の提供等)については、国の指示を受けて都道府県知事が行う。知事は、同意を得て土地、建物等を使用したり医療関係者に医療を要請したりし、拒否されれば強制できることになっている。

武力攻撃災害を防いだり軽減したりするのは原則として国の役割だが、この場合も都道府県や市町村の協力を得て行うことになっている。

[作るなら効果があるように]

というわけで、今度施行された国民保護法制の仕組みを見ていくと、「国がトップダウンで対応する」という原則のもとに、煩雑な手続きばかり決められている、という印象を受ける。具体的な中身は、これから定められる基本方針や国民保護計画に委ねられているのだが、よほどうまく作らないと現行制度のつじつま合わせだけになってしまいかねない。

基本方針や国民保護計画等を作る際の前提となる武力攻撃事態の内容については、現在4つの類型が想定されている。航空機や船舶により地上部隊が上陸する攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃だ。

また、先の国会で国民保護法制と同時に定められたのは、米軍・自衛隊の行動円滑化法制、交通・通信の総合調整法制、捕虜取扱い法制、非人道的行為処罰法制などだ。

4つの類型にしても、関連法制にしても、武力攻撃事態等があることを前提とすれば当然こういうことになるのかも知れないが、きな臭いことは否めない。

せっかく作ることが決まったのだから、せめて、基本方針や国民保護計画の内容は、ロシアの学校占拠事件のような事態が起こった時に、住民の被害が最小限になるよう、国や地方公共団体が迅速・的確に行動できるようなものにしてもらいたいものだ。